



## ③ 収入金額等

## ◆ 給与【源泉徴収票を添付または提示】

給与の源泉徴収票の支払金額（複数ある場合は合計額）を記入してください。  
※源泉徴収票の交付を受けられない場合は、裏面⑨にも記入してください。

## ◆ 公的年金【源泉徴収票を添付または提示】

公的年金等の源泉徴収票の支払金額（複数ある場合は合計額）を記入してください。  
※遺族年金・障害年金を受給している方は、この欄に金額を記入せず①の2に○をしてください。

## ④ 所得から差し引かれる金額

## ◆ 雜損控除【証明書を添付または提示（災害関連支出の場合は領収書も）】

災害や盗難などによって住宅や家財などに損害を受けた場合や、  
災害等に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合の控除です。

## ◆ 医療費控除

## 【別紙明細書を作成のうえ添付※領収書での代用は不可！】

令和7年中に支払った医療費が一定額以上ある場合の控除です。なお、この控除を受ける方は  
下記の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受けることができません。

※あなた自身の医療費のほか、生計を一にするご家族のためにあなたが支払った医療費も控除の対象です。  
※支払った医療費等欄には、医療費の合計額を記入してください。補てんされる金額欄には、  
出産育児一時金、高額医療費、生命保険の入院給付金等により補てんされた金額を記入してください。

## ◆ 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

## 【明細書を作成のうえ添付（領収書の代用は不可！）】

## 及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付または提示】

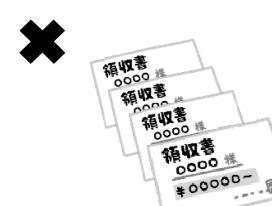
令和7年中に支払った特定一般用医薬品等（スイッチOTC医薬品）購入費が一定額以上ある場合の  
控除です。（申告者本人が健康の保持・増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている  
ことが必要）

なお、この控除を受ける方は従来の医療費控除を受けることができませんので、ご留意ください。  
控除額は、スイッチOTC医薬品の購入費用の合計から12,000円を引いたものです。

（上限額88,000円）

## 《要注意！》医療費控除についてのお知らせ

医療費控除の申告には別紙裏面の「医療費控除の明細書」を作成するか、  
保険者が発行した支払い内容が明らかとなる「医療費通知」の添付が必要です。  
領収書の添付による代用は認められません！



※「医療費控除の明細書」  
に記載いただいた領収書  
は5年間、ご自宅等で保  
存してください。

## ◆ 社会保険料控除【国民年金保険料は証明書等を添付または提示】

令和7年中に支払った社会保険料をそれぞれの欄に記入してください。

※国保・後期・介護保険とは「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」を指します。  
※あなた自身の保険料のほか、生計を一にするご家族の社会保険料をあなたが支払っている場合も控除  
の対象となります。（ご家族の年金から天引きされたものは対象になりません）。

※その他健康保険には、厚生年金保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料などを記入して  
ください。

## ◆ 小規模企業共済等掛金控除【領収書または証明書を添付または提示】

令和7年中に支払った小規模企業共済の掛金（旧第2種を除く）、  
心身障害者扶養共済制度の掛金、確定拠出年金法に規定する加入者掛金を記入してください。

## ◆ 生命保険料控除

## 【証明書を添付または提示※ただし旧契約の生命保険料の支払額が9,000円以下の場合は証明書は不要】

令和7年中に支払った生命保険料額を記入してください。

保険会社発行の控除証明書を年末調整で提出済みの場合は、給与の源泉徴収票を添付してください。

（旧契約）平成23年12月31日以前に締結した契約（一般生命・個人年金の2種類）

（新契約）平成24年1月1日以降に締結した契約（一般生命・個人年金・介護医療の3種類）

※どの契約に該当するかは保険会社発行の控除証明書の記載を参考にしてください。

## ◆ 地震保険料控除【証明書を添付または提示】

令和7年中に支払った地震保険料額・旧長期損害保険料等額を記入してください。

保険会社発行の控除証明書を年末調整で提出済みの場合は、給与の源泉徴収票を添付してください。

令和8年度 市・県民税申告書  
【記入例】

必ず記入してください！  
※住所は1月1日にお住まいの住所  
※個人番号については1ページをご確認ください

## ①前年中収入が無かった方

前年中に課税対象の収入が無かった  
方は、以下の該当番号を○で囲み  
必要事項を記入してください。

1 次の人に扶養されていた、または援助を受  
けていた。 [ 同居・別居 ]  
住所 ※別居の場合記入

2 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

3 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

4 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

5 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

6 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

7 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

8 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

9 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

10 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

11 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

12 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

13 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

14 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

15 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

16 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

17 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

18 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

19 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

20 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

21 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

22 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

23 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

24 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

25 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

26 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

27 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

28 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

29 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

30 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

31 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

32 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

33 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

34 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

35 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

36 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

37 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

38 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

39 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

40 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

41 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

42 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

43 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

44 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

45 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

46 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

47 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

48 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

49 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

50 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

51 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

52 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

53 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

54 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

55 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

56 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

57 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

58 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

59 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

60 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

61 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

62 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

63 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

64 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

65 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

66 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

67 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

68 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

69 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

70 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

71 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

72 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

73 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

74 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

75 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

76 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

77 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

78 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

79 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

80 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

81 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

82 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

83 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

84 26歳未満の子供や孫等が生活し  
ていた。

85 26歳未満の子供や孫等が生活し